

「盲ろう者にとっては、コミュニケーションが命」

社会福祉法人全国盲ろう者協会

1. 盲ろう者とは

視覚と聴覚の両方に障害を併せ持つ者を言う。平成 24 年度の実態調査で、盲ろう者数は、約 1 万 4 千人（身体障害者手帳に視覚と聴覚の障害が明記されている者）。約 8 割が 65 才以上の高齢者。

2. 多様な盲ろう者

(1) 4 つのタイプ

全盲ろう、全盲難聴、弱視ろう、弱視難聴。

(2) 障害の受障時期によるコミュニケーション方法の違い

①先天性→独自の身振りサインや実物のシンボルなど

②盲ベース…もともと「盲」で点字を使っていたが聞こえなくなった人→指点字、ブリストアなど

③ろうベース…もともと「ろう」で手話を使っていた人が見えなくなった人→触手話、弱視手話など

④年齢を重ねていくうちにゆるやかに→音声、筆記など

⑤何らかの病気などにより突然、盲ろうになる→手書き文字など

3. 盲ろう者の 3 つの困難～「光」と「音」の情報がわからないため

(1) 周りの状況把握を含む情報の取得

(2) 人のコミュニケーション⇒これなくしては心が死んでしまう

(3) 自力での移動

4. 必要な支援

盲ろう者は、上記の 3 つを総合的にサポートする通訳・介助員による支援があって、初めて人として生きるスタートラインに立てる。公的活動だけでなく日常生活のあらゆる場面で通訳・介助員によるサポートが必要。

参考資料 3－2

心のバリアフリー一分科会への意見

一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

宇田川芳江

1. 中途失聴・難聴者の抱えるバリア

聴覚障害者とひとくちにいっても、聞こえなくなった時期、補聴器や人工内耳など聴覚補償の効果、受けてきた教育環境、その人にとって楽なコミュニケーション方法などはまちまちです。

この世の中は、耳が聞こえることが前提で多くのことが成り立っています。そのなかで生きていくとき、聴覚障害は本人がカミングアウトしない限り外見ではわかりにくいくことから、適切なサポートもなかなか受けにくい面があります。さらに中途失聴・難聴者にとって最も悩ましいことは、「自分で話すことはできるが、聞くことに困難を伴う」という実に単純な事実がなかなか周囲には理解されない点です。話せるので聞こえていると誤解され、周囲の理解不足の影響は、人間関係からときには感情問題にまで及んでしまうことがあります。

2. 接遇対応の改善にむけて

補聴器や人工内耳はその人の聞こえの状態に合わせて調整されています。しかし、相手の話を音としては聞こえても、言葉として聞きつめて内容を理解できるまでには至らないこともあります。大声を出す、マスクをしたまま話す、アイコンタクトを取らない話しかた、早口で話すなどは、中途失聴・難聴者にとって苦痛以外の何物でもありません。当事者から中途失聴・難聴者概論を学ぶことや、筆談体験などを通して、聞こえにくさを視覚情報で補って生きている人たちの存在を意識した接遇教習が必要です。

3. 国民全体にむけた啓発

心のバリアフリーの具現化には、知識、気づき、勇気、高い人権意識、想像力などが必要ですが特に難しいのが人間の意識改革です。通訳者を依頼する、機器を用意する等は比較的簡単でも、人の意識を変えることぐらい難しいことはありません。

自分にいま聞こえていることが、聞こえていない人がいるかもしれないという気づきが持てるかどうか。自分の話を通訳を介して理解しようとしている人がいる場合、配慮した話し方ができるかどうか。相手に確実に伝えるための工夫ができるかどうか。そのようことができる人がアドボケイトであり、真の意味の心のバリアフリー社会構成員といえると考えます。

参考資料3－3

「心のバリアフリー一分科会」への意見表明

公益財団法人 全国老人クラブ連合会
副会長 駒場 玲子

1. 高齢者との交流機会の拡大

高齢者や障害者との交流機会を設け、広めていくことで、相互の理解と心のバリアフリーの醸成につながると考えます。

○核家族化の進行

核家族化がすすみ、多世代同居の世帯が少なくなった結果、子どもたちは高齢者と接する機会が少なくなりました。

○交流の場

老人クラブの多くでは、地域の保育園、幼稚園、小学校等との交流が行われ、昔遊びや体操、軽スポーツを通じた交流活動が盛んです。なかには空き教室を活用した「寿ルーム」を常設して情操教育に役立てています。また少数ですが、中学校や高校・大学との交流事例もあります。

○見守り活動へ発展

このような交流が元となって、小学校児童の登下校時の安全を確保するため、見守りパトロール活動が約4割の老人クラブで行われるようになりました。

○交流を通じての相互理解

以上のような交流の機会を通じて、子どもたちや若い世代にも高齢者や障害者への理解が進み「心のバリアフリー」につながるものと考えます。

2. 地域での「見守りネットワーク」の構築

地域での「見守りネットワーク」の構築は、社会的に支援を必要とする方々を見守り、支える活動として、「心のバリアフリー」を具現化するものと考えます。

○認知症・高齢消費者被害の増加

高齢社会の進展に伴い、認知症高齢者の増加が予測されています。また高齢者が詐欺被害や消費者トラブルに巻き込まれるケースが多発しています。

○見守りネットワークの構築

子ども、障害者、高齢者、認知症の人が地域で安心して暮らせるように、地域住民や組織・団体による「見守りネットワーク」の構築が必要と考えます。

公益社団法人日本精神保健福祉連盟 理事
精神障害者スポーツ推進委員会事務局長 高畠 隆

1. 心のバリアフリー

三障害者に精神障害者が含まれることの周知と理解促進
*精神障害者とは、精神疾患により生活の障害がある者。精神障害者保健福祉手帳所持者等。

(1) 教育・学校での取り組み

1) 「心のバリアフリー」教育の実施(小・中・高)

a 障害者の理解促進

- ・身体障害者・知的障害者等と関連させながら、精神障害者も含めた三障害者理解を易しい内容で、社会統合と差別解消を教示していく（道徳等）。
- ・交流体験・交流学習を効果的に実施。例えば、スポーツ競技を通した交流機会の推進。
- ・教員の10年ごとの免許更新研修に三障害者の理解を位置付ける。

b 精神疾患・障害の予防及び早期発見

精神疾患・障害は、誰もがなりうる病気である。心の問題は目には見えず、自分でも把握するのが困難なことが多く、周囲や親も把握しにくいことがある。また、思春期から徐々に不健康状態が現れることが多い。

- ・生徒自身が精神的健康に関する学習をする機会を与える
- ・教員も、思春期の危機や発病に対応できる資質を身につける。教員の免許更新研修に精神障害（疾患）及び心の健康づくり（ストレスコーピング）を位置付ける。

のために、教育課程に精神疾病・精神障害に関する学習を位置づけ、正しい理解（厚生労働省2004）を促進する。

【学習内容の例】

- ①自分自身の問題として捉える。
- ②ストレスへの適切な対処（1次予防）
- ③早い段階での気づき（2次予防）
- ④病気を正しく理解して克服（0次予防の環境改善）

例えば小学校高学年生～中学校生に年2時限分を養護教員又は精神保健福祉専門職が出前授業（講和と小グループで病気や障害、ストレス対策を楽しく学習）、アンケートや感想文を実施し、父母等の参観も促進する（次世代予防）。心の健康づくり（学校保健等）では、代表的な心の病、精神的な疾患を体の病気（風邪）や慢性疾患（糖尿病、高血圧）と同様レベルで教示する。教員自身の心の健康も含めて、

c 生徒の日常の心の健康づくり

心は見えない感覚・実感の世界で、ミラーニューロ育成へ向け、低年齢から体験学習を教科の中に散りばめて、五感覚を育てる授業を実施する。また、心の病はストレス対処であり、低学年からの体力づくりの観点からも推進できる。

①食事（特に朝食、昼食）、食育

②十分な睡眠

③適度な運動（スポーツ・趣味）の生活習慣づくり

これらを教育の中に位置づける。また、社会には多様な人が共生していることから、同じ年齢の生徒との体験だけではなく、多様な学年の生徒と小集団で協働し、生活実感を育てる（生徒同士のピアサポート）。例えば、体力づくりへ向けた生活実感、

災害時の工夫へのデイキャンプ、自然体験学習、キャンプなどで食事作り、野外活動を実施する。これは、自然の中で楽しく知恵と工夫を体感し、5感を育て、見えない感覚世界を豊かにし、多様な年齢の生徒の支えあい体験となる。日常生活様式、行動（例えば清掃や料理等）を社会学習に取り入れた学習機会を提供し、その学習を、障害者とともに体験できることが重要である。

2)学校の地域での役割

学校は災害時に地域拠点の1つとなり、平素からまちづくりの拠点である。生徒（特に障害のある）のライフステージでは隙間の無い支援と次世代予防（次世代保護育成）に向け、乳児・幼児から学齢（義務教育、高等学校）その後の地域生活へ、関連機関（保健、福祉、医療、労働等）と通常から協働していくことが重要である。また教員以外の職種も学校教育と協働する。養護教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが学校内だけでなく、家庭や地域社会、地域機関とも協働できる体制づくりを目指す。

3)「心のバリアフリー」促進に向けた大学連携の活用（大学）

地域の障害者スポーツ大会（精神障害含む）への大学ボランティアの参加推進（特に体育、教育及び医療・保健・福祉職養成課程では実習に位置付ける）。

（2）民間事業者等への働きかけ

1)企業における「心のバリアフリー」の社員教育の実施

- ・精神障害者の理解促進及び「職場における心の健康づくり～労働者の心の健康の保持増進のため指針（厚生労働省）」の周知と理解促進
- ・障害者雇用の推進、差別解消法の理解促進
- 2)障害者等を支えるボランティアの促進
- ・障害者スポーツ大会（精神障害含む）等への社員の派遣（研修含め）及び障害者団体活動へのボランティア推進

（3）国民全体に向けた取組み

1)健常者と障害者がともに参加できるスポーツ大会等の開催を推進

・精神障害者の障害者スポーツ大会への参加促進と多様な種目への参加推進

- ・障害者スポーツセンターを全都道府県及び政令指定都市への設置促進及び精神障害者の利用の促進
- ・地域型スポーツクラブ等の定着推進とスポーツへの精神障害者の参加推進、組織の育成

2)災害における障害者及び外国人等の社会的弱者に配慮した災害対応

- ・福祉避難所の障害者団体（精神障害含む）への周知と活用、福祉避難所の緊急時対処機能の充実、機能向上
- ・平素から障害者も交えた住民との共同避難訓練の実施
- ・災害時要援護者の行政把握の確立と地域支援者（民生委員等）との連携体制づくり

(公社)全国脊髄損傷者連合会 理事
玉木 一成

① 心のバリアフリー」教育の実施

★文部科学省・厚生労働省等への施策について
ボランティア教育の開始を幼児教育に組み入れることについて、ボランティアには特別のスキルがなくても「思いやりの心」があれば、高齢者に「微笑み」で見守ってくれていることで、多くの高齢者が「孤独感」から解放されます。小学生くらいの子供でも「道に迷っている人の案内」できるように思います。要は、「周りに困っている人がいたら無関心ではなく、関心を持つこと」が、ボランティア教育の始まりかと思います

●高齢者施設等においての「幼児の訪問活動」は、無機質で孤独な介護施設生活を送るお年寄りの人々、自分の孫のような近親感を抱き、再来を楽しみに満面の笑みに包まれています。

●小中学校におけるボランティア教育の充実についてのカリキュラムの充実が必要、義務教育における健常児と障害児の教育の垣根を超えるには、健常児が障害児を特別の存在としてみるのではなく、強い者が弱い者を日常的に、「思いやりの心」で接する「心の教育」の時間を多く増やすことが必要である。

●高校生・大学生のボランティア教育について、阪神淡路大震災・東北大震災のように災害ボランティアに参加する学生ボランティアの被災地の復興に大きな力となっています。特に、社会人のボランティアは、土曜日・日曜日を中心とした活動が可能で、学生ボランティアは、学校との調整がつけば平日の活動も可能になります。学生ボランティアの休暇の調整を文部科学省が「指針」として検討を行ってください。

●社会人のボランティア教育について、阪神淡路大震災では、住民同士の「絆」による、災害弱者といわれる移動の困難な高齢者・障害者の非難誘導が行われ多くの命が救われました。東北大震災では、障害者の死者数は健常者の死者数の2倍であったという調査報告がなされています。

地域住民組織の中でのボランティア育成が緊要の課題です。

高齢者・障害者への教育も必要です。それは、地域社会での高齢者・障害者の「見える化」が必要と考えられます。

災害時の「要援護者」リストに、高齢者と障害者世帯・高齢者と引きこもり者世帯等、地域住民からの視認性が低い世帯へのボランティアによる見回りなどの訪問活動が必要です。

②「心のバリアフリー」促進に向けた地域力の活用（地域）

●脊髄損傷者のIT能力の活用について、移動困難者であっても、緊急時のitを利用した避難情報発信の担い手としては、十分に機能することができるで、コミュニティ組織の中での育成を考えてほしい。コミュニティで必要とされていることが、体験できることでモチベーションが刺激され、より豊かなクオリティーライフが高まり、ゆとりが生まれそのゆとりでボランティア活動を志向される方もいます。

●ボランティアコーディネーターの財政的確立について、阪神淡路大震災と長野オリンピック・パラリンピックに関わって、ボランティアコーディネーターの雇用環境が脆弱で、大災害発災時のボランティアコーディネートセンターの立ち上げが遅れがちである。多くのボランティアコーディネート業務は、社会福祉協議会に置かれていますが、その中心を担うボランティアコーダーのボランティアの派遣や受け入れの業務を行っています。東京オリンピック・パラリンピックのボランティアは、10万人を超えるボランティアのコーディネートが必要になると考えられます。ボランティアコーダーの育成が必要です。

また、ボランティアコーダーの処遇の改善と安定的な雇用環境の整備が急がれています。

ボランティアコーダーの職種は、臨時雇用職員ではなく、正規雇用の職位員を配置できるよう予算付けを行ってください。

2016年4月19日

ユニバーサルデザイン2020関係府省庁等連絡会議
心のバリアフリー分科会への意見

公益財団法人日本補助犬協会
代表理事 朴 善子

1. 「身体障害者補助犬」とは

- ・身体障害者補助犬法（平成14年施行）により、身体障害者の自立・社会参加を助けるために育成され、認定を受けた特別な犬。
- ・盲導犬、介助犬、聴導犬の3種がある。
- ・補助犬訓練事業者は、良質な補助犬の育成と補助犬ユーザーへの適切な使用を、補助犬ユーザーは補助犬の適切な行動と健康、衛生管理を義務付けられている。



(周知不徹底) ⇒ 同法により公共施設、公共交通機関、不特定多数の人が利用する民間施設を身体障害者が利用する際、補助犬の同伴が認められているにもかかわらず、受け入れ拒否の事例が後を絶たない。

2. 補助犬に対する心のバリアを取り除くために

(1) **補助犬関連の教育を充実させていただきたい**

- ・小学校：補助犬介在授業は3種類全ての補助犬について学習する必要がある。現在はその大半が盲導犬の学習に限られている。例えば、放棄された犬に訓練を施し聴導犬に育て上げている事実から、命の大切さ、動物愛護についても学ぶことが出来る。
- ・中・高・大学：補助犬の正しい知識や接遇について学び、将来補助犬啓発や受け入れを推進する人材が多く養成されることを期待する。
- ・補助犬関連教育の充実にかかる経費を予算化していただきたい。

(2) **補助犬受け入れ事業者には、接遇対応改善のための具体的な対応をお願いしたい**

- ・差別的取扱い禁止の徹底：補助犬受け入れ拒否等がないよう、社内周知を徹底。
- ・補助犬の受け入れ方の検証：現場に3種の補助犬を伴いシミュレーションを実施
- ・マニュアルの見直し：補助犬法、障害者差別解消法に沿った内容に改訂
- ・研修の実施：2020東京大会の「接遇テキスト」を標準とすることが望ましい。

(3) **一般社会に向けた補助犬の啓発をお願いしたい**

- ・補助犬法成立後14年経っても補助犬に対する認知が遅れている：一般社会の補助犬に対する心のバリアが取り除かれていないため、受け入れ拒否につながっている。
- ・補助犬の啓発にかかる経費を予算化していただきたい：ACジャパン等が盲導犬だけでなく「補助犬全体の啓発キャンペーン」を展開下されば効果的である。

平成28年4月19日

ユニバーサルデザイン2020関係府省庁等連絡会議
心のバリアフリー分科会座長 駒村 康平 様

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会
会長 橋文也

心のバリアフリーに関する意見

1. 教育

(1) 「心のバリアフリー」教育の実施(幼・小・中・高)について

そもそも幼少期において障がいのある者とない者の間に心のバリアーは存在しない。幼稚園から小学校にかけての心のバリアフリー教育については、障がいの有無にかかわらず、同じフロアで同じように過ごす中で互いに助け合う等の実体験を通じて涵養すべきと考える。

中学・高校においては、小学校までの体験等を更に発展させ、家族や学校等ごく身近にいる障がいのある人だけでなく地域の障がい者等に対して積極的にかかわる等、より広い範囲の障がいのある人たちとのかかわりへと移行することで共生社会の一員としての意識を培うことができるような実践教育が必要であると考える。

(2) 「心のバリアフリー」促進に向けた大学連携の活用(大学)について

2. 民間事業者への働きかけ

(1) 接遇対応の改善

障がいのある方に対して特別なサービスを提供すると考えるのではなく、健常者に対するサービスと同様のサービスを提供するために必要な配慮を行うということをまず理解すべきである。そのためには障がい特性の理解と環境整備が必要となる。マニュアルやテキスト、講義だけでは実感できない部分が多いため、障がい当事者を招いた現場実習等を取り入れた接遇研修等が必要と考える。

(2) 企業における「心のバリアフリー」の社員教育の実施

障がい当事者が企業の研修等に講師として出向いて講演を行うだけでなく、企業の社員が障がい者施設等に出向いて障がいのある方とともに一日を過ごす等、社員一人ひとりが能動的に動き、考える機会を多く持つことが効果的と考える。

また、各企業において今以上に障がいのある方の雇用を促進すべきである。障がいのある方が健常者と同じ部署で働くことで、企業の社員は生活の各

場面において障がいのある方にその都度直接困りごとや疑問点等を尋ねたりできるため、障がい特性の理解とバリアフリー意識の高まりがより一層期待できると考える。

(3) 障害者を支えるボランティアの促進

障がい者を支えるボランティアの促進は、心のバリアフリーを広めるためのきっかけにつながると考える。より多くの人たちがボランティアに参加し、障がいのある方と接することで、障がいの理解を深め、国民のバリアフリーの意識が高まると考える。

(4) 災害時における障害者及び外国人に配慮した避難のあり方

3. 国民全体に向けた取組み

(1) 障害者への理解促進や障害者へ配慮する行動の促進

政府広報等により、国民全体に対し広く障がい者への理解を促進すべきである。ポスター、テレビ、インターネット等、あらゆる媒体を活用し、折に触れて国民の意識に残るよう広報する等の工夫が必要である。

さらに、自治体や民間企業が率先して障がいのある方を登用し職場や地域をバリアフリー化することが、障がい者へ配慮する行動の促進につながると考える。

(2) 障害者の社会参加の促進

心のバリアフリーの推進には、障がい者の社会参加の促進が極めて重要である。すべての障がいのある方が社会参加できる社会を目指して、各省庁や部門を超えて、官民一体となって障がい者の社会参加に取り組むことで、国民全体に心のバリアフリーを浸透できると考える。

(3) 健常者と障害者がともに参加できるスポーツ大会等の開催の推進

各地において障がい者のスポーツ大会や芸術祭等が開催されているところであるが、障がい者と健常者がともに参加できるスポーツ大会や音楽祭、芸術祭等の異なる開催が望まれる。